

令和 3 年 度
第 2 回

国民健康保険運営協議会議事録

令和 4 年 1 月 27 日（木）開催

加古川市健康医療部国民健康保険課

1 日時 令和4年1月27日(木)午後2時～午後3時

2 場所 加古川市役所 青少年女性センター4階大会議室

3 出席者等

(1) 委員出席者 8名

(2) 委員欠席者 4名

(3) 事務局出席者 10名

会 議 次 第

1 開会

2 議事

報告事項

- ・令和3年度決算見込について
- ・加古川市国民健康保険条例の改正について

協議事項

- ・加古川市国民健康保険料の料率について

3 閉会

事務局

それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日の協議会には委員定数12名に対し8名の委員にご出席をいただいておりますので、加古川市国民健康保険運営協議会規則第4条第3項に規定しております定足数「委員定数の2分の1以上」に達しており、ここに会議が成立しておりますことを、ご報告いたします。

それでは、このあとの議事運営につきましては、会長にお願いいたします。

会長

皆様こんにちは。大変ご苦労さまでございます。

本日から、兵庫県のまん延防止等措置がされまして、倍々ゲームみたいな感じで、感染者が増えておるところですけども、皆様には、大変、今日慎重のうえにご参加いただきましてありがとうございます。

これからも、この感染予防をしっかりと私たち一人一人がしながら、今後も恐れず生活をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それでは、ただいまから議事に入ります。委員の皆様ご協力のほどよろしくお願ひします。

議事に入ります前に、加古川市国民健康保険運営協議会規則第7条に規定する、本日の議事録署名委員を指名します。

議事録作成後、署名をよろしくお願ひします。

次に、1月19日付けで、市長から当協議会に対し諮問がありました。委員の皆様方へは諮問書の写しをもってお知らせさせていただいたところで、加古川市国民健康保険料の料率に関する事で、この後に審議いたします。

それでは、前回の運営協議会における質疑について、事務局から回答をお願ひします。

事務局

それでは前回の運営協議会でご質問のあった内容について回答します。

まず、1点目、産科医療補償制度についてです。

制度加入を必須とする要望を市からできないか、また市で独自給付ができないかという点について、机上配付しております「産科医療補償制度のご案内」をご覧ください。

資料裏面の「Q. どういう仕組み？」の欄に記載されているとおり、当該制度は医療機関と市民との間の紛争解決の一助となるもので、民間同士の問題であり、行政が介入する余地の少ないものです。

産科医療機関の加入状況に関して、制度を運営する公益財団法人日本医療機能評価機構に確認したところ、加入勧奨は適宜行っています。勧奨の効果もあり、未加入の分娩機関数は減少していると伺っています。また、ご意見ありました国保連を通じてできないかという件につきましては、医療給付に関する内容でないので、国保連から国への要望は難しいと考えています。

行政としては制度の周知が大切だと考えます。本市で出産及び育児に関する事務を担当する育児保健課においては、母子手帳に制度説明を掲載しているほか、制度を運営する公益財団法人日本医療機能評価機構から配付されたパンフレットを窓口で配布するなどの対応を行っています。

市としては、今後も引き続き、制度周知に努めてまいります。

次に、市で独自給付が出来ないかという点について。

独自に給付することについては、国が制度を充実させて対応をすべきであることや、他の加入者への負担がかかること、また、当該制度に加入しない医療機関を増やす結果に繋がることなどから、難しいと考えています。

続いて2点目として、基金残高の数値が分かり辛いとのことご指摘がありました。前回の会議では当初予算、9月補正予算、決算見込と複数の数値を表示していたため、今回の資料においては令和3年度の表記は全て3月補正予算要求時の数値で表示しております。

なお、前回資料についても、当日配付資料のとおり、「令和3年9月補正予算要求時点」で統一し、数値を修正のうえ、その箇所を下線で示しておりますので、お手数ですが差し替えをお願いいたします。

以上で前回運営協議会での質疑に対する回答といたします。

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

ご意見がないようなので、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

会長

続きまして報告事項に入ります。

本日はお手元の次第のとおり、報告事項が2件、協議事項が1件でございます。

では、報告事項①『令和3年度決算見込について』について事務局より説明をしてください。

事務局

それでは、令和3年度国民健康保険事業特別会計の現時点での決算見込みについて説明をさせていただきます。お手元の資料1ページをご覧ください。

主に、決算見込額の構成比が大きいものを説明させていただきます。

歳入の主な項目から、説明いたします。

左上の保険料・税の収入についてですが、総額は、約45億3,500万円で、前年度比4.46%の減少を見込んでおります。近年は被保険者数の減少を主な原因として保険料収入が減少の一途を辿ってきましたが、令和3年度はこれに加えてコロナ禍での失業等により、保険料収入が減少していると考えられます。

続いて、国庫支出金についてです。制度関係業務事業費補助金は国の制度改正によるシステム改修費用に対する補助金で、令和3年度には対象事業がありませんでしたので皆減しています。災害等臨時特例補助金は新型コロナウイルスにより収入が減った被保険者の減免に要する費用に対する補助金で、こちらは前年度より半減しています。

続いて、県支出金についてです。総額は、約202億200万円で、前年度比6.60%の増加を見込んでおります。特に普通交付金の伸びが大きく、約12億4,600万円の増となっています。普通交付金は歳出保険給付費に連動するもので、詳しい検証は出来ていませんが、令和2年度における新型コロナの流行に加えて各種医療や健診等の受診控えに対する影響などが原因と推察されます。

続いて、下段の一般会計からの繰入金についてです。総額は、約23億2,000万円で、前年度比4.81%の増加を見込んでいます。主な増加理由は内訳の一番下「その他一般会計繰入金」が約7,600万円、前年度比23.11%の増加となったためです。

続いて、基金からの繰入金についてです。現時点で約6億8,900万円を基金から取り崩す予定としております。基金の残高については、右下の基金の表をご覧ください。令和3年度末の残高見込みは、基金利子を新規積立し、取り崩し分を勘案しますと約7億4,000万円で、令和2年度末の残高約14億2,800万円から大きく減少する見込みとなっております。以上が、歳入の主な決算見込みとなります。

続きまして、歳出の主な項目について説明いたします。右側の表をご覧ください

ださい。

まずは、総務費の下の保険給付費についてです。総額は、約196億3,700万円で、前年度比7.26%の増加を見込んでおります。歳入のところでも述べましたが、令和2年度における新型コロナの流行に加えて各種医療や健診の受診控えの影響が原因と推察されます。

続いて、その下の事業費納付金についてです。総額は、約76億2,500万円で、前年度比約1.03%の増加となります。この額については、県から割り振られた額に従い納付するものとなっており、予算額どおりの確定額となっています。

以上のとおり、左側の表、一番下の、歳入全体の合計は、約278億7千万円を見込んでいます。一方、歳出合計は、右側の表、一番下の、約278億7千万円を見込み、歳入歳出の差引きは0としております。

なお、これまで申し上げました見込額につきましては、現時点のものであり、歳入においては、保険料収入を直近の収納状況をもとに見込んでいること、県からの各種交付金については、歳出の保険給付費の増減や県が定める係数によってその交付額が変動する可能性があります。

また、歳出の約7割を占める保険給付費につきましても、今後の医療動向など不確定要素がまだ多くございますこと、ご了承ください。

出納閉鎖となる5月末の決算時までは、収支の状況を注視しながら、安定した国民健康保険事業の運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、概要であります。令和3年度決算見込みについての説明を終わります。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

2点質問がございます。

まず1点ですが、歳入の部分で、保険料・税の滞納繰越分というのが三つ計上されており、予算対比実績が100%を超えていることがあります。これは予算の設定と決算の見込みとの、時間的なギャップなんでしょうか。

2点目は、県の支出金の項目の中で、特別交付金、保険者努力支援分がかなり増加しております。金額的にはそんなに大したことないですけども、加古川市の保険として、こういった取り組みの結果がこのように繋がったのか、特に参考になる点がありましたらお答え願えませんでしょうか。

事務局

保険料の繰越に関しましては予算を立てる時に収納率、目標値というのか、このぐらいで入ってくるかなというのを想定しています。

その予算額に対して、それを上回る収納があれば、100%を超えること

が生じます。

委員

金額的に大したことはないですが、予算対比実績ということでは、数字が100%を超えるというのはどういうことなのかなということが疑問だったんです。

わかりました。

事務局

2点目の保険者努力支援の部分につきましては、確かに伸びているように見えるのですが、実は令和2年度分の予算のところ、マイナスの点数が少し入っておりまして、本来もらえる額より小さい金額の交付になっています。

この制度自体は、国の方でも力を入れておりますので、予算額も年々増えたり、国の単位で増えてきてはおりますし、あとは他の自治体の努力の結果、加古川市の交付金の額が上がったり下がったりするようなものにはなってきますので、一概にこれを頑張りましたということは、特にありません。

委員

加古川市以外の影響も入ってくるということですね。

わかりました。

事務局

他の自治体の交付金が少なかったら1件当たりの点数が上がってきて加古川市が点数変わらなくても、交付金額が上がるというようなことが生じます。

委員

わかりました。

会長

あとございませんか。

委員

意見でも質問でもありませんので申し訳ないですが、私5年委員やらせていただいて感謝申し上げます。

色々なことを教えていただいた点もあったと思いますが、ただ5年間結構思ったことがあります。私はこの会議が最後なものですから、資料について、次期以降の方に活かさせていただければと思うので、要望させていただきます。決算対比は色々ですけど、私はその都度予算決算を対比しています。

ところが、前回の資料であるとか前々回の資料とか、見比べないと決算ないしは決算見込みと予算との対比というのはできないんですよ。

外部から役所を見る場合、予算に対して現状どうなのか、決算がどうなのかというのは、非常に重大な意味を持っていると思うんですね。

ということで、次期以降委員になられる方の便宜を考えますと、予決対比がしやすいような資料があれば、皆様助かるんじゃないかなということで、ご検討願った上で、次期以降対応されればありがたいと思います。

事務局

貴重なご意見ありがとうございます。
参考にさせていただきます。

会長

はい、その他ございませんでしょうか。
では、私の方から1点だけ。

歳入の国庫支出金の中で災害等臨時特例補助金という項目、令和2年度から約半減していますが、先ほどの説明では、コロナ対策ということでお聞きしたんですけど、令和2年度と同じように令和3年度も、そういうコロナ対策ということで、なぜ半減しているのかというのがまず一つ疑問があります。

また、1,500万円というのは、どういう計算でこの数字が出てくるのか、教えていただきたいんですけど、よろしくお願いします。

事務局

新型コロナウイルス関係の国の施策になりますが、新型コロナウイルスの影響で、収入が前年と比べて、3割減になった方を対象に保険料を減免するということになります。

令和2年度にこのコロナ減免制度がスタートしていますので、1度コロナ減免の対象になった方については、翌年度には収入が下がるため、基本的に対象になる方が少なくなります。その関係で決算見込が半額以下になっているというような状況になります。

積算根拠については、その減免した額になりますが、こちらの補助金については、国から10分の6が交付されますので、その10分の6がこの1,500万円ということになります。

残りの10分の4については、県を通して特別調整交付金という形で入ってきますので、このコロナ減免については、実際は10割すべて国の方から補填されるという流れになります。

会長

はい、わかりました。

要は人数によって、ここは上がったり下がったりすると、こういう判断でいいですね。

事務局

おっしゃる通り人数によって変わっています。

会長

はい、ありがとうございます。

それでは、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。
次に、報告事項②『加古川市国民健康保険条例の改正について』、事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、加古川市国民健康保険条例の改正について、説明させていただきます。お手元の資料2ページをご覧ください。

まず、1つ目の未就学児の均等割保険料の軽減措置に伴う改正についてご説明します。

国民健康保険料の軽減について、これまでも国民健康保険法施行令の基準に従い、所得が一定以下の世帯に対して行っていたところ、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係政令の整備等に関する政令が令和3年9月10日に公布されたことにより、政令の一部が改正され、国民健康保険料における軽減の基準に「未就学児に係る被保険者均等割額の減額」が追加されたため、本条例においても同様の規定の追加を行うものです。

改正内容についてですが、国民健康保険料の応益分の均等割額について、全世帯の未就学児を対象に5割を公費により軽減を行うというものです。すでに所得要件による軽減に該当している場合は、軽減後の料金の5割軽減となりますので、最大8.5割軽減となります。

また、世帯に未就学児1名の場合で軽減額を試算した表を資料の下部に記載していますのでご覧ください。

所得要件による軽減なし世帯（5割）では新たに16,200円、軽減世帯では、現行の軽減額に加え、2割軽減世帯（6割）では12,960円、5割軽減世帯（7.5割）では8,100円、7割軽減世帯（8.5割）では4,860円が均等割から軽減されます。

事業実施にかかる費用負担については、国の調整交付金等が交付されることとなっています。負担割合については、国が1/2、県1/4、市が1/4となります。

続きまして、お手元の資料3ページをご覧ください。国民健康保険料の賦課限度額の改正についてご説明します。

改正の内容についてですが、国民健康保険料のうち基礎賦課額、いわゆる医療分にかかる限度額を63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額（後期支援分）を19万円から20万円に引き上げるというものです。国民健康保険料につきましては、保険料の上限であります限度額が国民健康保険法施行令において定められています。この限度額を超えない範囲で各市町村が定めることになっておりまして、本改正は、この上限を引き上げるものです。

改正の理由ですが、令和3年12月24日に令和4年度税制改正の大綱

が閣議決定され、基礎賦課額にかかる限度額を現行の63万円から65万円に、後期高齢者支援金等賦課限度額を19万円から20万円に引き上げることが示されました。

この大綱に基づき、近日中に国民健康保険法施行令の改正が見込まれるため、この改正にあわせて賦課限度額を引き上げるものです。

基礎賦課額にかかる賦課限度額につきましては、県が策定した「兵庫県国民健康保険運営方針」で、国民健康保険法施行令で定める額を標準的な賦課限度額としていることから、この改正にあわせて賦課限度額を引き上げたいと考えております。

なお、影響額試算についてですが、この改正により限度額をそれぞれ引き上げた場合の保険料調定額は、医療分で約611万円、後期分で約186万円増額となる見込みです。

なお、改正の条例案は先ほどの「未就学児の均等割保険料の軽減措置に伴う改正について」と併せて、令和4年第1回市議会定例会に上程する予定です。

以上で、報告事項「加古川市国民健康保険条例の改正について」の説明を終わらせていただきます。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

(意見なし)

ご意見がないようなので、ご質問等を終結し、本件については、この程度にとどめます。

続いて、協議事項『加古川市国民健康保険料の料率について』を議題とします。

本件は、市長からあった諮問事項であり、皆様に後ほどお諮りいたします。

事務局、説明をしてください。

事務局

それでは、加古川市国民健康保険料の料率について説明します。

お手元の資料4ページをご覧ください。加古川市国民健康保険料の料率について、令和4年1月に兵庫県から令和4年度国民健康保険事業費納付金等として、納付金と標準保険料率の通知がありました。

まず、①に示しております「国民健康保険事業費納付金の確定額」72億9,424万5,781円が、当市が令和4年度に県へ支払わなければならない納付金額として、通知された額になります。

次に、料率について、②の表をご覧ください。保険料は、医療分・支援分・介護分で構成されており、さらに所得割・均等割・平等割で算定します。納付金の算出に際し、県が「当該納付金を納付するために必要な保険料を算出するための標準率」として、標準保険料率が提示されます。医療分を例にとりて説明しますと、世帯の合計所得に保険料率を乗じて計算する所得割は、標準保険料率が6.65%、国民健康保険の加入者数に乗じて計算する均等割は、28,698円、世帯ごとに賦課される平等割は、18,682円になります。以下、支援分・介護分についても同様でございます。なお、参考に本市の令和3年度保険料率を右側に記載しております。

つづきまして、③市保険料の影響についてです。①の納付金の支払いにあたり、最終的に保険料で用意しなければならない総額がいくらであるかを計算します。

この納付金額を全て保険料収入で賄うという訳ではありません。納付金以外に支払う必要がある金額、これが加算調整Bの金額です。また、保険料以外に入ってくる金額、これが減算調整Cの金額です。これらの金額は令和4年度当初予算案を基準として表示していますので、現時点では「見込み」としております。

5ページをご覧ください。加算調整の主なものとしては、保健事業に要する費用、保険料の歳出還付、普通交付金の償還金などが含まれます。減算調整の主なものとしては、県からの特別交付金、一般会計繰入、過年度保険料や延滞金の収入が挙げられます。

資料4ページ中段に戻ります。支払う必要がある納付金Aに加えて、更に必要な金額Bを足し、そこから保険料以外の収入Cを引くと、必要な保険料が算出されます。これがDとして記載の46億7,431万3,781円です。この額から、令和4年度当初予算現年保険料見込み額44億2,008万6,000円を引くと、2億5,422万7,781円という不足金額が算出されます。

次に、④令和4年度の保険料率について、をご覧ください。以上の推計により、令和4年度の市保険料収入額は、約2億5,400万円不足する見込みではありますが、令和4年度の保険料率につきましては、次の理由により、現行の保険料率のまま、据え置くこととしたいと考えております。

その理由として、現時点での国民健康保険事業基金の今年度末残高見込みが、約7億4,000万円ありますので、この基金を活用したいと考えています。昨年度同様、単年度の収支においては赤字になるとはいえ、財源として手当てすることが可能な基金残高がある中での保険料率の引上げは、被保険者の皆様の理解が得られにくいと考え、令和4年度の保険料率については、据え置きたい考えです。

以上で、協議事項「加古川市国民健康保険料の料率について」の説明を終わ

らせていただきます。ご審議をいただきますよう、よろしくお願いいたします。
す。

会長

説明は終わりました。

ご質問・ご意見がございましたら承ります。

委員

以前、同様の事態で、基金が減っていき、いずれ枯渇するであろうという
ことで、財政運営について抑制に心がけるようなことを留意していただき
っていうことを、答申だったか、正確には忘れましたが、3年前になか
たかなと思います。

次期委員の3年の任期にあたっては確実に基金が枯渇しますということ
は、見込まれているわけですね。

その状況で引き継ぐわけですから、答申に含めるか、申し送り事項として
伝えるかは事務局で考えて頂ければ結構ですが、次期委員の方へしっかり
伝える必要があると考えます。

私ども最後の要望ということで、よくご検討いただければと思います。

会長

はい、その他ございませんでしょうか。

委員

私は着任当初からこの料金改定はするだろうというふうに言われて、会
議が始まったように覚えております。

私は自分で社会保険から国民健康保険に変わったので、どういうふうな
ものになるのかなと思ってこの会議に参加させていただきました。

保険料が上がるっていうのはもう決定事項ですよ、これでしたら。決定
事項でも、次どれぐらいっていうのがわかったら私たちも払うことができ
るんですけど、急に、次の令和5年度から上がりますよって言われてもなか
なかできないと思うんです。急に決まると、とても困るわけなんです。一般
人ですので、この難しい数字っていうのは、もうすでに決められていると思
うんですけども、いかにどうやって、こういう数字が出たのかなというの
が、なかなかわかりにくいと思います。令和5年度には上がるっていうのが
わかっているんだったら、それなりの広報だったり、というのがあればいい
なという要望です。

やっぱりコロナ禍ではなかなか病院にも行けなかったり、今の生活もい
つまで続くのかなという不安もあります

加古川市の国民健康保険は、とてもありがたく使わせていただいておりますし、医療についても、申告すれば、ちゃんと返ってくるようになってお
りますので、この経営は健全なんだろうなと思って感謝しております。

でも、今後上がるっていうのをわかっていて、この会議だけでわかるって

というのはちょっと不安があります、という要望も入れていただきたいなと思って参加させていただいております。

ここで決定するわけではありませんけども、考えていただきたいなという意見でございます。

会長

はい、ありがとうございます。

先ほど2人の委員さんから、要望という形でお話がありましたが、その辺も次期委員さんに対していろんなご配慮を願いたいというご意見だと思いますので、事務局の方、保険料の改定につきましては、慎重かつ、丁寧をお願いしたいと思います。

その他ございませんでしょうか。

(意見なし)

それでは答申案につきまして、皆様方の賛否をとりたいと思います。

この答申書案につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。

(参加委員全員挙手)

ありがとうございます。挙手全員でございますので、本件はこれをもって決定とさせていただきます。

今後はただいまの協議結果をもとに答申書を作成し、市長に答申させていただきますので、ご了承願います。

また、答申書の写しについては、後日皆様へ送付させていただきます。

次に、「(3) その他」ですが、まず、委員の皆様から、何かございましたら、お伺いします。

委員

今後の協議会の運営ということで、こういうやり方があったらいいんじゃないかなということ、少し申し述べてみたいと思います。

国民健康保険制度の運営のための協議会ですから、従来は年3回、昨年一昨年はコロナの影響で2回しかできませんでした。

大体財政の流れに従っていくと、年3回というのはわかりますが、その他に自由討議みたいなのがあってもいいんじゃないかなということ、かねがね感じております。次期以降、すぐにできるのかどうかわかりませんが、ご検討いただければと思います。

以前にもあったかと思うんですけども、お医者さんが薬は要りませんと言っても患者さんは薬が出ないと不安で出してください、といつまでも粘って出さないと帰ってくれない。そういったことも、どうすれば薬が要ら

ないですよということを納得いただけるでしょうか。それが実行できれば、医療費、かなり減りますよね。わずかかかもしれませんが、保険財政に寄与することは間違いないので、そういったことも、議論する場があっていいんじゃないかなというのが一つです。

あと医療費のお知らせは2ヶ月ごとにいただいていますよね。確定申告なんかでも医療費控除の資料で使えるんですけど、いざ使うとなったら半年分ぐらいしかまだ来てないんですね。医療費の診療報酬の支払いが2ヶ月後で若干タイムラグはあることはわかるんですけど、4ヶ月も5ヶ月も遅れて着いたら、「こんなんだったかな？」ぐらいで、あんまりピンとこないんですね。年間の保険料や医療費の自己負担を提示するにしても、制度の恩恵や制度への貢献などにより、伝わりやすいような仕組みを議論する場があっても良いのではないかと考えます。

会長

はい、その他ございませんでしょうか。

それでは、この件につきましては、この程度にとどめさせていただきます。

以上をもちまして、本日本日予定しておりました議事は終了いたしました。

最後になりますけれども、閉会の挨拶をさせていただきたいと思います。

先ほど、今期をもちまして退任というお話がありましたが、かくいう私も今期をもちまして退任させていただくことになりました。

これまで、議事運営に各委員の皆様には多大なご協力いただきましたこと、厚く御礼を申しあげたいと思います。

引き続き委員をされる皆様におきましては、今後もこの運営協議会に対しまして、活発なご意見等を付しまして、よりよい運営協議会にしていただきますよう、ご支援ご協力を賜りますよう、よろしく願い申しあげます。

簡単ではございますけれども、退任に当たりまして、ご挨拶とさせていただきます。

どうも、大変長い間ありがとうございました。

以上でございます、それでは事務局、お返しします。

事務局

本日の会議の終わりにあたりまして、健康医療部長より、お礼を申しあげます。

健康医療部長

失礼いたします。

本日はご多用の中、本協議会にご出席いただきましてありがとうございました。

また、本日の諮問事項でありました国民健康保険料の料率等、予定しておりました議事につきましては、貴重なご意見をいただきまして感謝申しあげ

ます。

国民健康保険を取り巻く環境につきましては、これまでと変わらず厳しいものとなっておりますけれども、今後も兵庫県と連携しながら、安定的な財政運営、効率的な事業の推進に努めて参りたいと考えております。

それから先程もお話がありましたけれども、委員の皆様におかれましては、現在の任期が残りわずかとなっております。

本日の協議会が任期中最後の協議会になると思われまます。

この3年間ご足労いただきまして、またたくさんの貴重なご意見をいただきまして本当にありがとうございます。市長に代わりまして、お礼を申し上げます。

最後になりますけれども、委員の皆様には任期満了後も引き続きご支援ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

また、現在新型コロナウイルスが蔓延しておりますので、健康には十分留意していただきまして、そして皆様のますますのご活躍を祈念いたしまして、最後の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

事務局

それでは、以上をもちまして、令和3年度第2回国民健康保険運営協議会を閉会します。

委員の皆様、おつかれさまでした。